

(前頁のつづき)

実施日	内容	講師等	対象	回数	参加人数
	「へんしんトンネル」 ・手あそび 「もうすぐクリスマス」 ・パネルシアター 「こぶたぬきつねこ」 2.工作 「クリスマスブーツ」を作ろう！				

⑥ 東中野図書館

実施日	内容	講師等	対象	回数	参加人数
毎週水曜日	<b>おはなし会</b> (絵本・紙芝居等の読み聞かせ、素話、パネルシアター、人形劇等)	図書館員 ボランティア (おはなしの椅子) (おはなしびっくり箱)	幼児・児童	46	502
第1月曜日	<b>小さい子向けおはなし会</b>	図書館員	乳幼児 保護者	12	141
平成30年4月25日	<b>「子ども読書の日」子ども会</b> 1.おはなし会 ・パネルシアター 「かくれんぼ」 「キャベツくんのにちようび」 ・大型紙芝居 「したきりすずめ」 ・大型絵本 「ともだちや」 ・絵本 「いいものみーつけた」 ・人形劇 「はるのおみまい」 2.工作会 「読書ノートの作成」	図書館員 ボランティア (おはなしびっくり箱)	幼児・児童	1	29
平成30年5月18日	<b>絵本講座(文園児童館にて)</b> ・講話 ・絵本の紹介 「いやだいやだ」 「もこもこもこ」 「がたんごとんがたんごとん」 「くだもの」 「きんぎょがにげた」 「しろくまちゃんのほっとけーき」 ・わらべうたの紹介 「にぎりぱっちり」 「じーじーばあ」 「ちゅっちゅこっこ」 「めんめんすーすー」 「ここはどうちゃんにんどころ」 「いちりにり」 ・個別の質疑応答 ・図書館利用案内、貸出、登録	図書館員	保護者 乳児	1	26
平成30年7月4日	<b>七夕会</b> 1.おはなし会 ・絵本 「みつけたね、ちびくまくん！」	図書館員 ボランティア (おはなしの椅子)	幼児・児童	1	45

(前頁のつづき)

実施日	内容	講師等	対象	回数	参加人数
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パネルシアター</li> <li>「まるさんかくしかく」</li> <li>「七夕ものがたり」</li> <li>・素話</li> <li>「ふしぎなたいこ」</li> <li>「北斗七星」</li> <li>2.工作</li> <li>「紙コップロケットの作成」</li> </ul>				
平成30年8月8日	<b>「戦争と平和」夏子ども会</b> 1.おはなし会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本</li> <li>「からすのパンやさん」</li> <li>「へいわってすてきだね」</li> <li>・パネルシアター</li> <li>「かくれんぼ」</li> <li>・手あそび</li> <li>「でんでんむしどこだ」</li> <li>・ハンカチあそび</li> <li>「おべんとうばこの歌」</li> <li>・ペープサート劇</li> <li>「おうさまになったネズミ」</li> </ul> 2.工作 「プラカップくらの作成」	図書館員 ボランティア (おはなしびつくり箱)	幼児・児童	1	7
平成30年12月12日	<b>クリスマス会</b> 1.おはなし会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本</li> <li>「ぐりとぐらのおきやくさま」</li> <li>・パネルシアター</li> <li>「かくれんぼ」</li> <li>「がまがえるのサンタさん」</li> <li>・ペープサート</li> <li>「わすれんぼうのサンタクロース」</li> <li>・人形劇</li> <li>「魔女の雪だるま」</li> </ul> 2.工作 「クリスマスリース」の作成	図書館員 (おはなしびつくり箱)	幼児・児童	1	36

⑦江古田図書館

実施日	内容	講師等	対象	回数	参加人数
毎週水曜日 第4土曜日	<b>おはなし会</b> (絵本・紙芝居の読み聞かせ、素話、 パネルシアター等)	図書館員 ボランティア ('82沼袋朗読の会) (おはなしの椅子) (アリス) (この本だいすきの会 中野支部にゃーごの会)	幼児・児童	57	459
第2土曜日	<b>小さい子向けおはなし会</b>	図書館員	乳幼児 保護者	12	149
平成30年4月25日	<b>「子ども読書の日」子ども会</b> 1.おはなし会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本</li> <li>「ちょうちょうひらひら」</li> <li>「あっぱればんつ」</li> <li>「こねこのしろちゃん」</li> </ul>	図書館員 ボランティア (この本だいすきの会 中野支部にゃーごの会)	幼児・児童	1	21

(前頁のつづき)

実施日	内容	講師等	対象	回数	参加人数
	「ねずみさんのながいパン」 「すごいね！みんなの通学路」 「きょうのおやつはなんだろう？」 ・わらべうた 「いっぴきののねずみ」 「おやゆびねむれ」 「にぎりばっちり」 2. 工作会 「読書ノートの作成」				
平成30年7月4日	<b>七夕会</b> 1. おはなし会 ・絵本 「たなばたのねがいごと」 ・紙芝居 「うしかいさんとたなばたさん」 「みんなでたなばた」 2. 工作 「紙コップで願いごとロケットを作製」	図書館員 ボランティア ('82沼袋朗読の会)	幼児・児童	1	51
平成30年8月8日	<b>「戦争と平和」夏の子ども会</b> 1. おはなし会 ・絵本 「にじ」 ・素話 「ありこのおつかい」 「2ひきのよくばり子グマ」 ・パネルシアター 「くまさんくまさんなにみてるの」 2. 工作 「うちわ作製」	図書館員 ボランティア (おはなしの椅子)	幼児・児童	1	23
平成30年12月19日	<b>クリスマス会</b> 1. おはなし会 ・絵本 「ぼく、ふゆのきらきらをみつけたよ」 「そりぬすみ大きくせん」 ・紙芝居 「ぼくって、だれ？」 「としがみさまとおしょうがつ」 2. 工作 「ブーツえほん」製作	図書館員 ボランティア (アリス)	幼児・児童	1	50
平成31年3月6日	<b>絵本講座(みずの塔ふれあいの家にて)</b> ・講話 ・絵本の紹介 「じゃあじゃあびりびり」 「もこもこ」 「おててがでたよ」 「くだもの」 「ねないこだれだ」 「ぷくちゃんのすてきなばんつ」 ・わらべうた 「めんめんすーすー」 「ここはどうちゃんにんどころ」 「いちりにり」 「ねーずみねずみ」 「ぼうずぼうず」	図書館員	保護者 乳児	1	32

(前頁のつづき)

実施日	内容	講師等	対象	回数	参加人数
	「とうきょうとにほんばし」 ・素話 「くまさんのおでかけ」 ・図書館利用案内、貸出、登録				

## ⑧上高田図書館

実施日	内容	講師等	対象	回数	参加人数
第1・3・5土曜日 第2・4水曜日	<b>おはなし会</b> (絵本・紙芝居の読み聞かせ、素話、 パネルシアター等)	図書館員 ボランティア (おはなしの椅子)	幼児・児童	47	322
第3火曜日	<b>小さい子向けおはなし会</b>	図書館員	乳幼児 保護者	12	144
平成30年4月21日	<b>「子ども読書の日」子ども会</b> 1.おはなし会 ・絵本 「へびのクリクター」 「きょうはみんなでクマがりだ」 ・紙芝居 「これな～んだ」 ・手遊び 「ぶらぶらぶら」 ・エプロンシアター 「おおきなかぶ」 2.工作会 「読書ノート作成」	図書館員	幼児・児童	1	9
平成30年7月7日	<b>七夕会</b> 1.おはなし会 ・絵本 「トラのじゅうたんになりたかったトラ」 「あおくとときいろちゃん」 ・紙芝居 「なぜ、七夕にささかざりをするの？」 ・手遊び 「なかなかほい」 2.工作 「かんたんまんげきょう」	図書館員	幼児・児童	1	35
平成30年7月21日	<b>「戦争と平和」夏の子ども会</b> 1.おはなし会 ・絵本 「てをつなぐ」 「夏がきた」 「ターちゃんとペリカン」 ・手遊び 「ちいさなはたけ」 2.工作 「折り紙工作 金魚すくい」	図書館員	幼児・児童	1	15
平成30年8月29日	<b>いちにちおはなし会(その他の子ども会)</b> (幼児向け) ・絵本 「くろねこさんしろねこさん」 「でんしゃにのって」 ・人形劇 「くまさんおでかけ」	ボランティア (おはなしの椅子)	幼児	2 (1)	13 (7)

(前頁のつづき)

実 施 日	内 容	講 師 等	対 象	回 数	参 加 人 数
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素話 「世界でいちばんきれいな声」</li> <li>・パネルシアター 「しゃぼん玉とぼせ」</li> </ul>				
	(5歳～小学生向け) <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本 「あらまっ！」</li> <li>・素話 「なぞなぞのすきな女の子」 「ヤギとライオン」 「だいくとおにろく」 「歌うふくろ」 「お月さまの話」</li> <li>・人形劇 「おおきなかぶ」</li> <li>・パネルシアター 「かぐやひめ」</li> </ul>	ボランティア (おはなしの椅子)	5歳～小学生	(1)	(6)
平成30年11月7日	<b>絵本講座(上高田児童館にて)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講話</li> <li>・絵本の紹介 「じのないえほん」 「じゃあじゃあびりびり」 「もこもこもこ」 「がたんごとんがたんごとん」 「くだもの」 「しろくまちゃんのほっとけーき」 「ちいさなねこ」</li> <li>・わらべうた 「ととけっこう」 「めんめんすーすー」 「うまはととし」</li> <li>・図書館利用案内、貸出、登録</li> </ul>	図書館員	保護者 乳児	1	13
平成30年11月13日	<b>絵本講座(新井薬師児童館にて)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講話</li> <li>・絵本の紹介 「じのないえほん」 「じゃあじゃあびりびり」 「もこもこもこ」 「がたんごとんがたんごとん」 「くだもの」 「しろくまちゃんのほっとけーき」 「ちいさなねこ」</li> <li>・わらべうた 「ととけっこう」 「めんめんすーすー」 「うまはととし」</li> <li>・図書館利用案内、貸出、登録</li> </ul>	図書館員	保護者 乳児	1	37
平成30年11月17日	<b>じどうかん秋フェス(その他の子ども会)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作会 「としよかんのジャンピングカエル屋さん」</li> </ul>	図書館員	幼児・児童	1	260
平成30年12月1日	<b>クリスマス会</b> 1.おはなし会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本 「まどから★おくりもの」</li> </ul>	図書館員	幼児・児童	1	35

(前頁のつづき)

実施日	内容	講師等	対象	回数	参加人数
	「おかしなゆきふしぎなこおり」 「くまのコールテンくん」 ・手あそび 「あたま・かた・ひざ・ポン」 2. 工作 「クリスマスリース」				

## 2. 区立図書館と学校図書館との連携

区立図書館は、学校図書館に対し学校図書館の機能を充実させるための援助と、児童生徒に直接に働きかける援助等を行っている。学校図書館との連携は各館が担当校を持ち、各校に配置された学校図書館指導員を通して行っている。

### (1) 学校図書館の機能を充実させるための援助

#### ① 区立図書館と学校図書館の合同研修会

平成6年度(1994年度)より、児童への読書指導にあたる学校図書館・公共図書館の職員の能力の向上および相互の連携を一層緊密なものにするため、年1回開催している。

下記の内容を行うとともに、相互交流を図るための情報交換を行った。

テーマ 『進化するものづくり

～国境を越えて学ぶ意味と価値:ファブラボの実践とその可能性～』

日時 平成31年1月23日(水)午後2時～午後4時30分

講師 渡辺 ゆうか 氏

(一般社団法人国際STEM学習協会/ファブラボ鎌倉 代表理事)

出席者 34名(小教研・学校図書館研究部教諭等 9名、小学校学校図書館指導員 12名、  
中学校学校図書館指導員 5名、教育委員会事務局 1名、区立図書館員 7名)

#### ② 「おすすめ本」の合同選書会議

中野区小学校教育研究会学校図書館研究部と共に、夏・冬・春休みに読んでほしい本の選定会議を行い、区立小学校全児童に低・中・高学年別のリストを配付している。

#### ③ 資料相談

調べ学習の授業で使用したい本の相談など、資料についての相談を行っている。

担当者だけで対応できない場合は、担当館が区内全8館にFAXで資料の提供を呼びかけ全館で対応している。

#### ④ 団体貸出

授業での図書館資料の活用が年々高まり、学校図書館で賄うことのできない資料について、1学年あたり100冊3ヵ月間貸出しを行っている。

平成18年度から、区立以外の小中学校に対する「団体貸出図書」の図書館と学校間の配送サービスを実施している。

#### ⑤ リサイクル図書の提供

一校あたりの資料提供数を250冊までとして、リサイクル図書の有効利用を図っている。

平成30年度は、区内小・中学校(17校)、区内教育関連施設(19施設)に対し、児童書3,872冊、紙芝居297冊、合計4,169冊を提供した。

#### ⑥ 教員向け利用案内の配付

中野区立図書館を授業等で有効に活用してもらうために、利用案内の冊子を区立小中学校へ3部(学校図書館指導員用1部、校内閲覧用2部)を配付している。この利用案内は、学校向けサービスの案内と児童生徒への事前指導に活用できる資料を含んでいる。

また、利用の際必要になる図書館への提出様式が添付されており、複写してそのまま使えるようになっている。

#### ⑦ 16ミリフィルム・教材用ビデオの貸出及び運搬

・貸出点数および貸出期間…一度に3点まで、7日間

・学校または、最寄りの図書館および区民活動センターまでメールカーによる運搬を行っている。

### (2) 児童生徒に直接に働きかける援助

#### ① ブックトーク

図書館員が学校に訪問し、子どもたちが興味を示す事柄をテーマに本を紹介する。中学年用・高学年用それぞれ2つのテーマでシナリオを用意し、小学3年生以上を対象に実施した。

(平成30年度実績)

	学 校 名	実 施 日 数	回 数	ク ラ ス 数	人 数
1	桃園第二小学校	3	3	4	108
2	谷戸小学校	5	8	8	241
3	中野本郷小学校	1	2	4	117
4	鷺宮小学校	2	2	2	88
5	上高田小学校	1	2	2	69
6	啓明小学校	2	4	4	106
7	向台小学校	2	4	5	174
8	北原小学校	1	2	2	58
9	新井小学校	2	2	2	64
10	西中野小学校	2	3	3	83
11	緑野小学校	3	7	7	241
12	南台小学校	1	2	2	56
	合 計	25	41	45	1,405

## ② 図書館見学会

学校からの希望により、図書館見学会を実施している。主に生活科や社会科の授業による利用が多い。学校図書館との違いや利用の仕方などを説明している。

(平成30年度実績)

区 分	中 央	本 町	野 方	南 台	鷺 宮	東中野	江古田	上高田	合 計
回 数	1	2	4	0	7	0	3	3	20
人 数	69	115	215	0	245	0	263	163	1,070

## ③ まちたんけん

児童の自主性を重んじる单元である「まちたんけん」は、館内の自主的な見学と、図書館員へのインタビューを中心に実施している。

(平成30年度実績)

区 分	中 央	本 町	野 方	南 台	鷺 宮	東中野	江古田	上高田	合 計
回 数	1	0	1	4	2	2	3	0	13
人 数	11	0	11	92	14	14	19	0	161

## ④ 体験学習の受け入れ

職場体験学習の一環として中学校からの希望により生徒を受け入れている。体験項目は書架整理・返本、本の修理・装備、その他図書館行事の準備などである。

(平成30年度実績)

区 分	中 央	本 町	野 方	南 台	鷺 宮	東中野	江古田	上高田	合 計
学校数	5	5	3	2	2	3	4	2	26
人 数	20	13	12	5	4	6	11	12	83
日 数	13	13	9	5	4	6	11	6	67

## ⑤ ブックリストの作成と配布

小学生向け、中学生向けブックリストを作成し、一人一部ずつ渡している。小学生向けは直接学校に持参している。

## ⑥ 子ども読書活動奨励事業

子どもの自主的な読書活動を奨励する事業として平成20年度より開始した。区立小学校と連携し、優れた読書感想文・感想画を表彰している。

受賞者数 小学校 : 58名

## ⑦ 中学生による知的書評合戦

中学生の自主的な読書活動を奨励する事業として平成29年度より開始した。区立中学校と連携し、知的書評合戦(ビブリオバトル)を行っている。

参加者数(観覧者含) : 80名

## 3. 乳幼児向けサービス

乳幼児向けサービスの充実として、乳児期から「絵本」に触れることの大切さを伝えることを目的とし、同時に手遊び・わらべうた等を交えて親子で楽しむ講座及びブックリストの配付を行っている。

## (1) 絵本講座

(平成30年度実績)

場 所	実 施 日		人 数
文 園 児 童 館	平成30年5月18日(金)	11:00～11:30	26
中部すこやか福祉センター	平成30年5月21日(月)	11:00～11:30	48
鷺 宮 児 童 館	平成30年6月12日(火)	11:15～11:45	26
大 和 児 童 館	平成30年10月2日(火)	11:00～11:30	22
南 中 野 児 童 館	平成30年10月4日(木)	11:00～12:00	23
み な み 児 童 館	平成30年10月23日(火)	11:15～11:45	10
上 高 田 児 童 館	平成30年11月7日(水)	11:00～11:30	13
新 井 薬 師 児 童 館	平成30年11月13日(火)	11:00～12:00	37
南部すこやか福祉センター	平成30年11月26日(月)	14:00～14:45	6
みずの塔ふれあいの家	平成31年3月6日(水)	11:15～11:45	32
合 計			243

## (2) ブックリストの配付

## ① 乳児向けブックリスト「絵本のある子育て」

区内31ヵ所の医療機関、公立・私立保育園に配付及びブックリスト掲載本の長期貸出を行っている。  
平成29年8月より、母子健康手帳交付時の同時配布を始めた。

## ② 幼児向けブックリスト「絵本だーいすき」

公立・私立幼稚園、保育園に配付及びブックリスト掲載本の長期貸出を行っている。

## 4. 図書資料のリサイクル

リサイクル事業として、区立図書館で除籍した資料および区民等からの寄贈資料を区内の学校、教育関連施設、個人に提供している。

※ 一般図書・雑誌の個人への提供は、各図書館ごとに月1回実施

※ 児童図書・紙芝居の提供は、区内の小・中学校(区内学校)と教育関連施設(区内施設)に年3回、中央図書館にて実施。個人に対しては各図書館で月1回実施

※ 中高生を対象とした図書の提供は、区内施設を対象に不定期で実施

## (1) 提供冊数

資料の 種 類	資料の提供先	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		冊 数	冊 数	冊 数	冊 数	冊 数
一 般 図 書	区 内 学 校	0	0	0	0	0
	区 内 施 設	0	0	0	236	174
	区 民 ( 個 人 )	24,836	30,743	31,939	29,369	29,251
	合 計	24,836	30,743	31,939	29,605	29,425
雑 誌	区 内 学 校	0	0	0	0	0
	区 内 施 設	0	0	0	0	0
	区 民 ( 個 人 )	13,736	13,949	11,135	13,928	12,109
	合 計	13,736	13,949	11,135	13,928	12,109
児 童 図 書	区 内 学 校	2,210	3,440	2,489	3,093	2,193
	区 内 施 設	1,315	1,424	1,575	1,844	1,679
	区 民 ( 個 人 )	2,300	3,903	5,438	6,586	4,453
	合 計	5,825	8,767	9,502	11,523	8,325
紙 芝 居	区 内 学 校	13	49	65	29	59
	区 内 施 設	118	179	80	252	238
	区 民 ( 個 人 )	0	0	0	0	0
	合 計	131	228	145	281	297
総 計	区 内 学 校	2,223	3,489	2,554	3,122	2,252
	区 内 施 設	1,433	1,603	1,655	2,332	2,091
	区 民 ( 個 人 )	40,872	48,595	48,512	49,883	45,813
	合 計	44,528	53,687	52,721	55,337	50,156

## (2) 参加施設数

資 料 の 提 供 先	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区 内 学 校	21	23	19	20	17
区 内 施 設	20	20	22	18	19
合 計	41	43	41	38	36

## Ⅶ 参考資料

### 1. 参考法規(抜粋)

#### (1) 図書館法

昭和 25 年 4 月 30 日

法律 第 118 号

最終改正 平成 29 年 5 月 31 日

法律 第 41 号

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学にお

いて文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

## 第十一条及び第十二条 削除

### (職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

### (図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### (入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

## 第十八条及び第十九条 削除

### (図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## (2) 中野区立図書館条例

### (設置)

第1条 中野区もみじ山文化の森施設条例(平成4年中野区条例第27号)第16条に規定する中野区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)のほかに、中野区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、中野区立図書館を次のとおり設置する。

名称	位置
中野区立本町図書館	東京都中野区本町二丁目13番2号
中野区立野方図書館	東京都中野区野方三丁目19番5号
中野区立南台図書館	東京都中野区南台三丁目26番18号
中野区立鷺宮図書館	東京都中野区鷺宮三丁目22番5号
中野区立東中野図書館	東京都中野区東中野一丁目35番5号
中野区立江古田図書館	東京都中野区江古田二丁目1番11号
中野区立上高田図書館	東京都中野区上高田五丁目30番15号

### (事業)

第2条 中野区立図書館(中央図書館を含む。以下「図書館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1) 図書館法第3条の規定に基づく事業

(2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第3条 中野区教育委員会(以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、図書館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務(委員会の権限に属するものを除く。)
- (3) 第6条の規定による入館の制限に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の運営に関し委員会が必要と認める業務

(休館日及び開館時間)

第5条 図書館の休館日及び開館時間は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(委員会が図書館の管理及び運営を行うときは、委員会。次条及び別表において同じ。)は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定め、又は前項の開館時間を変更することができる。
- 3 前項の規定により、指定管理者が休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定め、又は開館時間を変更するときは、あらかじめ委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館への入館を断り、又は図書館から退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、若しくは他人に迷惑をかけ、又はそれらのおそれがあると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があるとき。

(損害の賠償等)

第7条 図書館を利用する者は、図書館の資料を亡失し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を滅失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務等)

第8条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者(以下「従事者等」という。)は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

施設名	休館日	開館時間
中央図書館 本町図書館 野方図書館 江古田図書館	1 毎月の第2月曜日(中央図書館にあつては2月、6月及び11月については第4月曜日。その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下単に「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日) 2 1月1日から同月3日まで	午前9時から午後8時まで。ただし、中央図書館にあつては午前9時から午後9時まで

	<p>3 12月29日から同月31日まで</p> <p>4 館内整理日 次の各号に掲げる月に応じ、当該各号に定める日</p> <p>(1) 1月から11月まで 毎月の第4金曜日(第5金曜日がある場合は、その日。その日が休日に当たるときは、その前日)</p> <p>(2) 12月 第4金曜日(その日が休日又は28日に当たるときは、その前日)</p> <p>5 特別図書整理日(1年につき20日以内において指定管理者が定める日)</p>	
<p>南台図書館 鷺宮図書館 東中野図書館 上高田図書館</p>	<p>1 毎月の第2木曜日(その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)</p> <p>2 1月1日から同月3日まで</p> <p>3 12月29日から同月31日まで</p> <p>4 館内整理日 次の各号に掲げる月に応じ、当該各号に定める日</p> <p>(1) 1月から11月まで 毎月の第4金曜日(第5金曜日がある場合は、その日。その日が休日に当たるときは、その前日)</p> <p>(2) 12月 第4金曜日(その日が休日又は28日に当たるときは、その前日)</p> <p>5 特別図書整理日(1年につき20日以内において指定管理者が定める日)</p>	

### (3) 中野区立図書館則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区立図書館(以下「館」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 館は、次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、地図、地域行政資料、新聞、雑誌等(以下「図書資料」という。)の館内利用及び館外貸出し
- (2) コンパクトディスク、ビデオテープ、カセットテープ、レコード等(以下「視聴覚資料」という。)の館内利用及び館外貸出し
- (3) 16ミリフィルム及び上映権付ビデオテープ(以下「視聴覚教材」という。)並びに16ミリ映写機、スクリーン等(以下「視聴覚機材」という。)の館外貸出し
- (4) 図書資料及び視聴覚資料の収集、整理及び保存
- (5) 読書案内及び読書相談
- (6) 調査研究に対する援助
- (7) 読書会、研究会、講習会、展示会、鑑賞会等の開催及び奨励
- (8) 前各号のほか館の目的達成のため必要な事業

(休館日等の変更等の申請)

第3条 中野区立図書館条例(昭和39年中野区条例第22号。以下「条例」という。)第3条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)は、条例第5条第3項の承認を受けようとするときは、別に定める事項を記載した申請書を中野区教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 館を利用する者は、善良な注意を払って利用し、この規則及び指定管理者(委員会が館の管理及び運営を行うときは、委員会。次項第4号、第3項、第6条第2項及び第4項、第7条第1項及び第6項並びに第9条から第11条までにおいて同じ。)の定める指示を守らなければならない。

- 2 館を利用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 危険物又は大きな荷物の持込みを伴う入館
  - (2) 酒気を帯びた状態での入館
  - (3) 居眠り
  - (4) 喫煙又は飲食(指定管理者により特に認められた場合を除く。)
  - (5) 図書館の資料を利用しない閲覧席の利用
  - (6) 施設及び設備の汚損又は破損
  - (7) 異臭、汚臭等他人に不快感を生じさせ、又は迷惑を及ぼす行為
- 3 指定管理者は、前2項の規定に違反した者に対し、館の利用を禁止し、又は退館させることができる。

(閉架書庫の利用)

第5条 中野区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)の閉架書庫の図書資料を利用しようとする者は、資料請求票によらなければならない。

(個人貸出し)

第6条 個人で図書資料及び視聴覚資料の館外貸出しを受けようとする者は、利用者カードによらなければならない。

- 2 利用者カードは、各館に共通で利用できるものとし、区内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び隣接区に居住する者で個人貸出しの登録を受けたものに指定管理者が交付する。
- 3 利用者カードの有効期間は、1年とする。
- 4 前項の有効期間を経過したときは、指定管理者は、第2項に定める利用資格を確認のうえ、利用者カードの有効期間を更新することができる。ただし、利用者が第4条第3項又は第11条に該当するときは、この限りでない。
- 5 貸与され、若しくは譲渡され、又は紛失届の出された利用者カードは、無効とする。
- 6 第1項の館外貸出しをすることができる図書資料及び視聴覚資料の合計数は、全館で1人15点以内とし、そのうち視聴覚資料は5点以内とする。
- 7 第1項の館外貸出しの期間は、2週間以内(有料宅配サービス(別に指定する事業者が図書資料又は視聴覚資料を利用者の負担により運送するサービスをいう。)により貸し出す場合は、16日以内)とする。
- 8 視聴覚資料について第1項の館外貸出しを受けることができる者は、中学校の生徒及び15歳以上の者で、利用者カードを交付されたものに限る。
- 9 各館で貸し出すことができる視聴覚資料は、コンパクトディスク、ビデオテープ、DVD、カセットテープ及びレコード(中央図書館に限る。)とする。

(個人貸出しの予約)

第6条の2 前条第2項の規定により利用者カードの交付を受けている者は、別に定めるところにより、図書資料及び視聴覚資料の館内利用又は館外貸出しの予約をすることができる。ただし、館に所蔵されていない図書資料について予約をすることができる者は、同項の規定により利用者カードの交付を受けている者のうち区内に居住する者に限る。

- 2 前項の規定により予約をすることができる図書資料及び視聴覚資料の合計数は、全館で1人15点以内とし、そのうち視聴覚資料は5点以内とする。

(図書資料の団体貸出し)

第7条 団体で図書資料の館外貸出しを受けようとする者は、指定管理者があらかじめ交付する団体用の利用者カードによらなければならない。

- 2 団体用の利用者カードの有効期間は、1年とする。

- 3 貸与され、若しくは譲渡され、又は紛失届の出された団体用の利用者カードは、無効とする。
- 4 団体用の利用者カードを交付する団体の要件は、別に定める。
- 5 団体に貸し出すことができる図書資料の冊数は、1団体につき100冊以内とし、その貸出期間は、3月以内とする。
- 6 指定管理者は、団体貸出しを受けた団体の代表者に対し、当該貸出しに係る図書資料の利用状況について報告を求めることができる。

(視聴覚教材及び視聴覚機材の貸出し)

第8条 視聴覚教材及び視聴覚機材の館外貸出しを受けることができる者及びその貸出手続は、別に定める。

(館外貸出しをしない図書館資料等)

第9条 図書資料、視聴覚資料、視聴覚教材及び視聴覚機材(以下「図書館資料等」という。)のうち指定管理者が別に指定するものについては、館外貸出しをしない。

(利用中の図書館資料等の返還)

第10条 指定管理者は、必要と認めるときは、図書館資料等の館内利用又は館外貸出しを受けている個人又は団体(以下「利用者」という。)に対し、当該館内利用又は館外貸出しに係る図書館資料等を直ちに返還させることができる。

(未返還者に対する処置)

第11条 指定管理者は、利用者が図書館資料等の返還を怠るときは、以後その者に対し図書館資料等の利用をさせないことができる。

(事業報告書の提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後、館について次に掲げる事項を記載した当該年度の事業報告書を速やかに委員会に提出しなければならない。当該年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定より指定を取り消されたときも同様とする。

- (1) 管理運営の業務の実施状況
- (2) 管理運営の経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が管理運営の実施状況を把握するために必要と認める事項

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に行われている図書資料及び視聴覚資料の館外貸出しの予約は、第1条の規定による改正後の中野区立図書館則第6条の2の規定により行われた図書資料及び視聴覚資料の館外貸出しの予約とみなす。

## (4) 中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区立図書館(以下「図書館」という。)を利用する者がインターネット上の情報を活用し、学習、調査及び研究等の一助とするために設置する利用者開放インターネット端末(以下「オープン利用端末」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(オープン利用端末を設置する図書館)

第2条 オープン利用端末を設置する図書館は、中野区もみじ山文化の森施設条例(平成4年中野区条例第27号)第16条に規定する中野区立中央図書館及び中野区立図書館条例(昭和39年中野区条

例第22号。以下「条例」という。)第1条に規定する中野区立図書館とする。

(利用対象者)

第3条 オープン利用端末を利用できる者は、中野区立図書館則(昭和53年中野区教育委員会規則第7号)第6条第2項の規定により利用者カードの交付を受けている者とする。

(管理)

第4条 オープン利用端末の設置及び機器の運用管理は、条例第3条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)(中野区教育委員会(以下「委員会」という。))が図書館の管理及び運営を行うときは、委員会。次条第2項、第9条、第10条第1項及び第11条において同じ。)が行うものとする。

(利用日及び利用時間並びに利用制限)

第5条 オープン利用端末は、当該オープン利用端末を設置する各図書館の開館日において、当該図書館の開館時間中に利用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、機器及びシステムの保守等を行う場合は、オープン利用端末の利用を制限することができる。

(利用方法)

第6条 オープン利用端末を利用しようとする者は、当該利用しようとするオープン利用端末が設置されている図書館の受付で利用手続をしなければならない。

2 前項の規定により利用手続を行った者(以下「利用者」という。))1人が連続してオープン利用端末を利用できる時間は、1回につき30分を限度とする。

3 前2項に定めるもののほか、オープン利用端末の利用手続等については、別に定める。

(オープン利用端末の機能の制限)

第7条 オープン利用端末の運用に当たっては、次の各号に掲げる機能を制限する。

- (1) 利用者によるデータ入出力装置の利用
- (2) 利用者によるアプリケーションのインストール
- (3) 電子メールの利用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、情報安全対策上制限することが必要な機能

(ホームページ等の閲覧範囲の制限)

第8条 オープン利用端末の運用に当たっては、次の各号に掲げる内容を含むホームページ等インターネット上の情報掲示場所及び利用できるインターネット技術の利用を制限する。

- (1) セックス
- (2) 暴力
- (3) カルト
- (4) オカルト
- (5) ヌード
- (6) ギャンブル
- (7) ショッピング
- (8) ゲーム
- (9) 不正技術
- (10) ソフトウェアダウンロード等のツール
- (11) 出会い、Webメール及びチャット
- (12) その他公序良俗に反し、又は他の利用者の利用を阻害すると認められるもの

(問い合わせ等への対応)

第9条 オープン利用端末に係る利用方法の問い合わせ及び機器の故障等の対応については、指定管理者が行うものとする。

(利用状況の管理及び報告)

第10条 指定管理者は、オープン利用端末の利用状況を常時把握しておかなければならない。

2 指定管理者は、オープン利用端末の利用状況を記録し、定期的に委員会に報告するものとする。

(違反利用者への指導)

第11条 指定管理者は、他の利用を希望する者の利用を阻害している利用者に対し、オープン利用端末の設置目的について理解を求めるとともに、他の利用を希望する者の利用を阻害しないよう指導するものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、オープン利用端末の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

## (5) 中野区立図書館資料選定基準

(趣旨)

第1条 この要綱は、中野区立図書館(以下「図書館」という。)における図書及び図書以外の資料(以下「図書館資料」と総称する。)の選定の基準について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館資料の選定に当たっては、自由で公平な資料の提供を図り、もって区民の文化、教養、調査、レクリエーション活動等に資するという図書館設置の目的に沿って行わなければならない。

(一般図書)

第3条 教養書、実用書、娯楽書等一般図書は、区民の要求に応じて幅広く収集する。

2 特殊かつ高度な専門書は、資料としての利用価値が高いと認められるものを収集する。

3 宗教関係及び政党関係の出版物については、特定の宗教及び政党に偏らないよう配慮する。

4 受験参考書は、原則として収集しない。

5 複本は、その図書に対する需要が高いと考えられる場合に購入する。

(参考図書)

第4条 参考業務を行う上で必要とされる参考図書としては、事典、辞書、便覧、年鑑、白書、年表及び地図並びに書誌目録及び書誌索引その他の資料を収集する。

2 中野区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)以外の図書館は、地域住民の生活に身近な参考図書を収集する。

(児童図書)

第5条 児童図書は、子どもの豊かな成長に寄与すると判断されるものを収集する。

2 必要な複本は、適宜購入する。

(新聞及び雑誌)

第6条 新聞及び雑誌は、利用者の要望の多いものを各分野にわたって幅広く収集する。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定により収集を行う場合に適用する。

3 中央図書館は、新聞については、主要紙の縮刷版を備え、雑誌については、長期にわたり資料的価値があるものを合冊製本し、保存する。

(地域資料)

第7条 地域資料は、区の歴史、文化、地誌、行政等を理解するために必要な資料を収集する。

(視聴覚資料)

第8条 第3条から前条までの規定は、視聴覚資料の選定について準用する。

(寄贈及び寄託)

第9条 寄贈及び寄託の申入れのあった図書館資料については、この要綱の定める基準に従い取り扱う。

(収集計画)

第10条 中野区立図書館条例(昭和39年中野区条例第22号)第3条に規定する指定管理者(中野区教育委員会が図書館の管理及び運営を行うときは、中野区教育委員会)は、この要綱に基づく具体的な収集計画を策定し、適正な資料構成の維持と充実に努めなければならない。

附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

## (6) 中野区立図書館資料除籍基準

(趣旨)

第1条 この要綱は、中野区立図書館(以下「図書館」という。)における図書及び図書以外の資料の除籍の基準について定めるものとする。

(図書資料の除籍基準)

第2条 図書資料の除籍は、適正な資料構成の維持及び充実を図るため、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

(1) 不用資料

- ア 破損又は汚損が甚だしく、補修が不可能なもの
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料的価値がなくなったもの
- ウ 時間の経過によって不必要となった複本
- エ 既存資料の内容を含むより完全な資料が入手された場合における当該既存資料

(2) 亡失資料

- ア 引き続き1年以上所在不明のもの
- イ 貸出時から1年以上経過した資料で回収不能のもの
- ウ 災害などの事故により亡失したもの
- エ 利用者が紛失した資料で、同一のものの弁償が不可能なもの

(3) 保管転換 他の図書館へ所属換えするもの

(4) 数量更正 合冊又は分冊によるもの

(視聴覚資料の除籍基準)

第3条 前条の規定は、視聴覚資料の除籍について準用する。

(除籍計画)

第4条 中野区立図書館条例(昭和39年中野区条例第22号)第3条に規定する指定管理者(中野区教育委員会が図書館の管理及び運営を行うときは、中野区教育委員会)は、この要綱に基づく具体的な除籍計画を策定し、適正な資料構成の維持に努めなければならない。

(補則)

第5条 この要綱の施行に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

## 2. 中野区立図書館運営に関する答申・提言・計画・構想等

資料名	発行	作成主体	主な内容	
1 図書館振興策はいかにあるべきか (答申) 12P	'71. 3.26	社会教育委員	変化する社会と社会教育 公共図書館の役割 図書館振興の方策	沿革と現状、館外貸出の促進、貸出制限の緩和、貸出用図書増加、レファレンス強化、区制資料の充実、児童奉仕の推進、読書施設の育成と連携、コミュニティー・センターとして小規模図書館を(1km <sup>2</sup> に1館)サービス網の体系化、視聴覚活動の検討、図書館の相互協力、人事行政の再検討、長期・基本施策の確立
2 中野区立図書館における児童図書対策について (提言) 11P	'74.10	中野区立図書館調査会	(提言Ⅰ～Ⅷ)児童書の割合アップ、資料費の3分1を児童書に、備品、消耗品の区分廃止、基本図書整備、専任職員配置、読書環境整備、団体貸出の拡充。	複本の購入、新刊・買換を5:5に、出張所・児童館にも専任者を将来的に専門職制の確立
3 区民の中に図書館を全域サービス計画 (職員試案) 54P	'75. 3	中野区立図書館建設長期計画案作成図書館委員会	公共図書館の全体像 昭和50年から10年間の建設計画、長期運営構想、建設計画の基本方、個々のスペースの留意事項。	図書館の基本的機能、サービス組織網確立、昭和60年までに区民一人あたり2冊の蔵書を、中央館(23万冊)・3サブ館(8～10万冊)、4地域館(5万冊)・2分館(1万冊)、蔵書72万冊、貸出150万冊を目標に組織構成
4 転換期にある図書館(中野の教育NO96特集) 24P	'75.11	教育委員会	戦前の図書館、戦後から新館計画まで、新館建設以降、貸出増加における図書費の役割。	図書館の沿革(施設規模、蔵書、利用条件等の推移)
5 中野区立図書館における身体障害者サービスについて (提言) 8P	'76. 1.17	中野区立図書館調査会	身体障害者サービスの基本的考え方提言Ⅰ～Ⅲ 施設改善、サービス拡充、情報提供。	知る権利の保障、車椅子で利用可能な施設に、安全な場所の確保、視力障害者の利用可能な施設に、録音テープの提供、対面朗読の実施団体貸出システムの確立、潜在的要求を顕在化するための情報宣伝活動
6 中野区における学校教育と社会教育のあり方について (提言と報告) 30P	'80.10.17	中野区教育問題懇話会	生涯学習としての社会教育展開  (P24～25)	一層の整備充実を、基本図書の整備、施設の改善等、障害者サービスの充実、中学生向けのコーナーの設置、児童サービス諸施設の総合的な連携、相互貸借等を、読書会への援助を

資料名	発行	作成主体	主な内容	
7 第1回社会教育 振興大会報告  113P	'80.12.1	大会実行委員 会教育委員会	図書館利用システムのあり方と子供図書館について  (分科会報告)P58～61 (全大会報告)P97～98	児童室開館を9時又は10時から(夏・冬休みだけでも)、レファレンス充実、コピー機設置を、廃棄図書の再利用を、利用者懇談会を、他区住民にも貸出を、PRを積極的に、集会室機能を、地域センター・児童館の図書貸出しは問題、利用者の声を入れて長期計画を、500m～1km以上のブランクエリアに児童図書館を、学校図書室との交流を密に、中央館の建て替えを、子供との接し方、学校図書室の地域開放について、職員の異動がはげしい、共通返却を、身障者サービスを、切り取り等への対策、禁帯出本の一夜貸しを、図書の事は図書館が責任をもって、専門職制度を
8 中野区中期計画 1次 '81～'85 2次 '83～'87 3次 '85～'89 5次 '90～'92	'81.10 '83.3 '85.3 '90.3	中野区企画課	自由にのびのびと個性を生かし、能力をのばす ーみずから能力を豊かに成長させる区民ー	地域図書館整備 もみじ山文化の森整備 図書館のオンライン化
9 中野区基本構想 (基礎となる考え方) 513P	'81.6	中野区	1ー3 みずから能力を豊かに成長させる区民  (P9.75.76.85.92)	自主的学習の場の保証、区民はいつでも身近な図書館を利用できる、図書施設のネットワーク確立、点字図書・声のテープ・レコード等の収集と積極的利用
10 「もみじ山文化の森」における中野図書館改築構想  (職員試案) 32P	'81.9	中野図書館改築構想検討チーム	図書館とは何か、中野区立図書館の目指す図書館システム 中央館のサービス内容 蔵書構成、施設の概要	図書館システム、中央館と地域館とBM、コンピューター・オンライン、総合図書目録作成、巡回車運行、プライバシー保護、共通貸出、集中整理、視聴覚サービス、障害者サービス、連絡調整機能、PR、中央図書館48万冊(一般13万冊、児童3万冊、参考室3万冊、郷土行政3万冊、書庫26万冊、新聞30、雑誌400、レコード1万枚、カセット2万本)
11 第2回社会教育 振興大会報告書	'82.3.20	大会実行委員 会教育委員会	もみじ山の新しい図書館を目指して  (P72～61) (P118～119)	前年大会での要望への対応、図書館を地域文化活動のセンターに、活動目標を明確に、基本図書充実、コミュニケーションの場に、独自の調査活動を、図書館のシステム化を、グループ学習のできる図書館に、視聴覚室を整備、子供に親しみやすい児童室を、郷土資料の充実を

資料名	発行	作成主体	主な内容	
12 もみじ山文化の森討議経過資料 (提言) 41P	'83.10	もみじ山文化の森整備計画区民会議	提言にあたって、区民生活と文化、魅力ある文化的都市空間の創出、実現にむけて  (P9.8.11.12.19.21～23.25)	蔵書40万冊、量より質を、気軽に利用できる開架スペース、書庫を十分に、中央館機能充実(総合目録・視聴覚資料・ネットワーク化・職員研修)、児童図書研究資料、郷土資料、機能的に独立の建物が必要(複合でも独立性に配慮)、配置計画
13 第3回社会教育振興大会報告書 社会教育施設分科会 103P	'83.11	大会実行委員会 教育委員会	生きる限り学ぼう社会教育施設で  (P47.P50.P72～73)	コンピューターによる図書検索を、休館日の開放利用を、アットホームな閲覧室を、学習部屋を他施設へ、専門図書館の設置を
14 障害者の福祉に関し中野区が今後概ね10年間におこなうべき具体的な施策について (答申) 142P	'83.12	中野区障害者福祉協議会	障害者への図書サービスの充実  (P68.69)	区立図書館に視覚障害者のために点字版・テープ版・拡大図書を備える、要請のあった本の点訳などを迅速に、ビデオテープの配備、区立図書館と障害者福祉会館内大坪ライブラリーなどとのシステム化を図る、障害者への配本サービスの充実、視覚障害者に対する朗読サービスグループへの援助
15 中野区婦人行動計画の推進・充実について 区の役割・区民の役割 (提言) 30P	'84. 6	中野区婦人行動計画推進区民会議	情報ネットワークの男女の共同参加の促進 (P9) 女性の生涯設計への援助 (P25)	女性が新しい情報機器を用いて職場に男性と対等に参加する能力を高めるため図書館で最新の情報を提供するように女性の生活設計に関する図書資料の整備をはかる。
16 これからの中野区立図書館のあり方 (助言) 5P	'84. 6	中野区社会教育委員の会議・図書館小委員会	図書館の本質的機能・長期構想、中央図書館建設、職員体制図書館協議会について	公立図書館の本質機能を「生涯教育」を資料・情報面から支えるものと位置づけ、中央図書館の役割及びネットワークの推進について言及し、さらに、組織・人事についてのあるべき姿についての助言
17 図書館サービスのシステム化をめざして (報告)	'88. 3	中野区立図書館サービスシステム化プロジェクト・チーム	区立図書館サービスの沿革と現状、区立図書館サービスの体系化の方策、未来への発展にむけて	① 委員任期制による各館合同資料選択会議の設置と購入の一元化 ② 電算システムの全館統一とオンライン・ネットワークシステムの導入 ③ 電算処理における資料書誌情報(図書データ)標準化 * 以上、3つの方策について報告
18 中野区立図書館の現状と課題 (提言)	'89. 6	第1期中野区図書館運営協議会	図書館サービスのあり方、図書館運営協議会、図書館システム施設整備、資料、他図書館との関係、職員	ネットワーク化の推進、ニーズの把握と的確なサービスの提供、収集方針の作成、施設、設備の改善、他の図書館との連携、職員体制の充実

資料名	発行	作成主体	主な内容	
19 もみじ山新中央図書館建設に向けての検討報告書 －実施計画にあたって－	'90. 3	中野図書館もみじ山新館建設部会	中野区立図書館の運営の基本目標・機能と役割もみじ山新中央図書館の機能と役割、設計の基本的な考え方と諸機能、資料収集の基本的な考え方	区民が利用しやすい、区民が求める資料・情報を提供できる、区民のふれあいの場となる図書館づくりを中野区立図書館運営の基本目標とする。新中央図書館は中野区立図書館のサービスネットワークの中核的役割及び地域図書館機能を合わせ持つ生涯学習の基盤的役割を担う、ゆとりのある施設、堅ろうな建物で質の高い構造と設備、幼児から高齢者まで安心して利用できる施設、十分な蔵書を確保できる、職員が働きやすい設計とする。全館合同選書システム、資料の保存機能の充実、資料の充実、ニューメディアの活用と資料情報のネットワーク化を資料収集の基本的な考え方とする。
20 生涯学習時代における文化・スポーツ・学習施設のあり方	'90. 5	中野区社会教育委員の会議	区民の生涯学習のための施設のあり方	暖かさ、楽しさ、安らぎに満ち、だれもが行きたくなるような図書館づくり、くつろいで楽しい本を読める場所の創造。利用者が容易に操作できる視聴覚機器の設置。選書、障害者サービス等への区民の参加と協力
21 中野区の新しい図書館行政の展開をめざして  (提言)	'91.7	第2期中野区図書館運営協議会	新しい図書館体制の確立、地域図書館の整備、図書館サービス・ネットワーク体制の充実整備、職員体制、ボランティア活動、図書館のPR	中野区における新しい図書館行政の理念、新中央図書館の機能及びこれからの地域図書館の施設内容。オンラインシステム及びサービスネットワークの拡充、職員の人事配置のあり方、研修制度。ボランティア活動の現状、活性化への援助の強化。図書館の積極的なPR、広報活動の推進。図書館運営協議会のあり方
22 中野区長期計画 92年度～01年度	'92. 3	中野区企画課	中央図書館改築、地域図書館3館移転改築、図書館サービスポイントの設置(大和・上鷲宮地域)、区立図書館8館のオンライン化、ネットワークシステム開発稼働	区民の生涯学習活動を支えるために、閲覧機能や快適性を高めるとともに高齢者や障害者にも利用しやすいゆとりのある図書館として充実整備する。 また、地理的条件により図書館の利用が不便となっている地域に貸出サービスを中心とした図書館分室を設置する。 区立図書館8館をオンラインで結ぶとともに、区政資料センター等の区施設、国・都・近隣区図書館とのネットワークシステムを構築し、利用者サービスの向上を図る。

資料名	発行	作成主体	主な内容	
23 もみじ山新中央図書館に関する運営検討報告書(案)	'92. 3	中野区教育委員会もみじ山施設整備本部もみじ山施設開設準備課	中野区立図書館の課題とその方向性、もみじ山新中央図書館運営の基本目標・基本機能とその充実、運営計画、運営体制	図書館サービスネットワークシステムと中央図書館の整備・充実。中央図書館の三つの目標と三つの機能、資料の総合的な収集と高度利用、視聴覚機能の一元化、参考・調査・研究機能の強化、高齢者・障害者へのサービスの充実、オンラインシステムとネットワーク化、物流システム等のサービスの拡充。中央図書館が行う事業、開館時間、休館日、個人貸出、団体貸出、運営組織と所掌事務、ローテーション等の運営計画
24 もみじ山新中央図書館運営の基本的な考え方(案)	'92. 7	中野区立中野図書館	運営の基本目標・機能、運営計画	利用しやすい、豊かな資料・情報を提供できる、魅力ある図書館づくりを目指す。中野区立図書館のサービスネットワークの要として、中核的役割を果たす。貸出冊数を7冊に増やし、共通貸出券とする。職員が書架へ図書を戻す。開館時間を9時半あるいは10時に繰り下げる。フィルムライブラリーを図書館に所管替えする等サービスの向上を具体的に盛り込んだ運営の基本的な考え方
25 図書館資料の新しいリサイクルのあり方についてー廃棄図書ゼロをめざすー(その考え方)	'92. 7	中野区立中央図書館	社会におけるリサイクル情勢と行政の役割、中野区立図書館におけるリサイクルの現状、他自治体のリサイクル実施状況、これからの図書館資料のリサイクルのあり方、実施に当たった課題	社会的にリサイクル運動が広がっている中での、地方自治体の担うべき責任と役割。そのような情勢の中での中野区立図書館における廃棄となった図書の再利用ー図書のリサイクルーに対する考え方
26 中野区における図書館活動の充実のために (提言)	'93. 9	第3期中野区図書館運営協議会	図書館ネットワーク・サービスの充実、図書館の国際化、ボランティアとの協議	資料の充実、多様なメディアによる情報サービスの充実、区民の学習活動の援助、他の図書館との連携強化、国際理解の促進援助、外国人も利用しやすい図書館にする、在日外国諸機関からの資料収集、ボランティア活動を支援する。
27 中野区における図書館活動の発展のために (提言)	'95. 9	第4期中野区図書館運営協議会	図書館活動の更なる発展にむけての課題、学校図書館への援助強化、職員配置のあり方、運営協議会における協議のあり方	資料の収集、目録情報の提供、利用者サービス、ボランティアの受入れ、地域図書館の改善、学校図書館への援助、職員の人事交流、運営協議会における協議会のあり方

資料名	発行	作成主体	主な内容	
28 利用者サービスの一層の向上をめざして (提言)	'97. 9	第5期中野区図書館運営協議会	選書を中心とした運営面の課題、検索方法の改善を中心とした図書館の将来へ向けての展望	選書及び除籍に、特定分野についての専門的知識と経験を有するボランティアを活用、視聴覚資料の選択、各地域館に独自性をもたせる、新刊受入れのスピードアップと新刊情報を提供、利用者ガイダンスを充実、中野区立図書館の検索方法を改善、図書館をとりまく情報環境の急激な変化に対応すること
29 21世紀を担う図書館活動へ (提言)	'99. 9	第6期中野区図書館運営協議会	いま、図書館の役割は何か?「図書館評価チェックリスト」の実施、具体的に改善を要する業務(短期目標、中・長期目標)、図書館運営協議会のあり方と提案	総体としては、一定のサービス水準には達しているが、地域格差や図書館運営の不一致が見られる。それらの課題の解決のためには、専門職員の確保と適切な処遇が必要である。 21世紀に向けて、図書館運営協議会は、一層重要な役割を持っており、効率的に運用するために、構成と運用について検討すべき時である。
30 第7期図書館運営協議会 (提言)	'02.11	第7期中野区図書館運営協議会	運営協議会における討議及び利用者調査に基づいた提言	区民の利用しやすい図書館に、十分な資料費を、司書比率及び職員の専門性の向上、学校図書館等の組織や機関との連携、IT導入の推進と弱者への配慮を、図書館運営協議会の存続等について
31 区立図書館のあり方について	'06. 2	教育委員会	区立図書館の現状、中野区がめざす図書館像、図書館の再編	図書館の役割や図書館を取りまく新たな環境を踏まえ、これまでの図書館の機能を充実し、さらに充実させていくという考え方に基づいた今後の図書館のあり方について
32 第8期図書館運営協議会 (提言)	'06. 7	第8期中野区図書館運営協議会	中野区の行財政改革の中で、サービスの低下が懸念されている状況における討議に基づいた提言	区民が利用しやすい図書館に、十分な資料費を、司書の比率を高め職員の専門性を高めるための方策を、他の組織や機関との連携を、区民の図書館を支える意思に応える、ITの活用を推進する、子どもの読書を推進する、地域に役立ち地域を育てる地域館へ
33 中野区子ども読書活動推進計画	'07. 2	教育委員会	子どもの読書活動の推進に関する法律(第9条第2項)に基づき、中野区における今後の子ども読書活動推進に関する施策の方向性を策定	子どもの自主的な読書活動を支援するための環境整備を図る観点から、家庭、地域、図書館、学校のそれぞれが果たすべき役割と関係機関の連携による取り組みについて(計画の期間 19年度～23年度)

資料名	発行	作成主体	主な内容	
34 第9期図書館運営協議会 (提言)	'09. 6	第9期中野区図書館運営協議会	生涯学習を支援する中核機関としての区立図書館の業務・サービスのより一層の充実のための提言	課題解決支援機能の充実、子ども読書活動の推進、地域図書館の施設整備、図書館の運営体制の強化
35 図書館の新しいあり方	'09.10	教育委員会	中野区がめざす図書館像を再構築し、その実現に向けた課題と取り組み、一層効率的な図書館運営の方向性を展望	課題解決支援型図書館、ネットワーク型図書館を理念に、蔵書構成の充実と各館の個性づくり、どこでも図書館の推進、図書館サービスの向上、地域図書館の整備、地域開放型学校図書館の整備を施策とし、指定管理者導入に向けた基盤整備を図る。
36 中野区子ども読書活動推進計画(第2次)	'12. 7	教育委員会	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、中野区における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みを策定	子どもの自主的な読書活動を支援するための環境整備を図る観点から、「子どもたちの読書活動の場」による取り組みと、「子どもたちの成長段階」による取り組みについて(計画の期間 24年度～28年度)
37 区立図書館の今後の取組(考え方)	'15. 4	教育委員会	中野区がめざす10年後の図書館像を改めて描き、その実現に向けた課題と重点取組を明らかにした上で、今後の方向性を策定	区民の学びと自立を支え、地域文化を創造・発信する「知の拠点」を理念に、区民の学びと自立を支える課題解決支援型図書館、家庭・学校・地域と連携・協力し子どもの読書活動を支援する図書館、郷土の歴史と特性を活かし文化を創造・発信する図書館、良質な区民サービスを提供する図書館をめざす。
38 中野区子ども読書活動推進計画(第3次)	'17. 5	教育委員会	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、中野区における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みを策定	子どもの自主的な読書活動を支援するための環境整備を図る観点から、「子どもたちの成長段階」を基軸とし、子どもたちの読書活動の場である「家庭・地域」、「図書館」、「学校」という3つの場の充実を図る。 (計画の期間 29年度～33年度)



**事業報告書**  
平成 30(2018)年度版

令和元年8月発行

編集 **【指定管理者】**  
ヴィアックス・紀伊國屋書店  
共同事業体

東京都中野区中野2-9-7  
03-5340-5070

